省　令

○経済産業省令第六十一号

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の三の三十七第二項第五号、第三十五条の三の五十六第一項第一号及び第四十一条第七項の規定に基づき、割賦販売法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月十九日

経済産業大臣　梶山　弘志

割賦販売法施行規則の一部を改正する省令

割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定申請の添付書類） **第百六条**　法第三十五条の三の三十七第一項の申請書は、様式第十八によるものとする。 2　法第三十五条の三の三十七第二項第五号の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　役員（法第三十五条の三の三十六第一項第四号の役員をいう。以下この号、次号、次条、第百八条、第百十一条第二項第八号及び第九号、第百十三条第十号及び第十一号並びに第百十五条第二項において同じ。）が法第三十五条の三の三十六第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（当該役員が外国人である場合を除く。） 三～八　［略］ 3　［略］ **第百七条～第百十七条**　［略］ （基礎特定信用情報に含まれる事項） **第百十八条**　法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。 一～五　［略］ 六　本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書又は同規則第七条第一号イに規定する運転免許証等、在留カード若しくは特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。）に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号（加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第一号イ、ホ、ヘ、ト、チ、リ若しくはルに掲げる方法により本人確認を行つた場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示若しくは本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合（個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。）に限る。） 2・3　［略］ **第百十九条～第百三十六条**　［略］ （身分を示す証明書） **第百三十七条**　法第四十一条第七項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第三十二のとおりとする。	（指定申請の添付書類） **第百六条**　法第三十五条の三の三十七第一項の申請書は、様式第十八によるものとする。 2　法第三十五条の三の三十七第二項第五号の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　役員（法第三十五条の三の三十六第一項第四号の役員をいう。以下この号、次号、次条、第百八条、第百十一条第二項第八号及び第九号、第百十三条第十号及び第十一号並びに第百十五条第二項において同じ。）が法第三十五条の三の三十六第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該役員が外国人である場合を除く。） 三～八　［略］ 3　［略］ **第百七条～第百十七条**　［略］ （基礎特定信用情報に含まれる事項） **第百十八条**　法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。 一～五　［略］ 六　本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第二号に規定する旅券等、同令第七条第一号イに規定する運転免許証等、在留カード又は特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。）に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号（加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第一号イ、ホ、ヘ、ト、チ、リ若しくはルに掲げる方法により本人確認を行つた場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示若しくは本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合（個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。）に限る。） 2・3　［略］ **第百十九条～第百三十六条**　［略］ （身分を示す証明書） **第百三十七条**　法第四十一条第六項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第三十二のとおりとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和三年七月十九日から施行する。